



新年あけましておめでとうございます。

2024 年は辰年ですが、十干では甲、十二支では辰にあたるため、正確には甲辰（きのえたつ）の年となるそうです。甲辰は、新しく始めたことが成功する、今まで準備してきたことが形になるといった、縁起のよい年になると考えられています。近年悪いニュースが続いていますが、今年は皆さまの縁起の良い年になる事を祈っております。

～令和 6 年度税制改定大綱（定額減税）～

2023 年 12 月 22 日、政府より令和 6 年度の税制改定大綱が公表されました。今回は、所得税・住民税の定額減税（本ページ）・賃上げ促進税制（次ページ）の 2 つを抜粋してお伝え致します。

★所得税・住民税の定額減税

賃金上昇が、物価高に追いついていない現状を緩和するために、令和 6 年分の所得税・住民税について、定額による特別控除が実施される予定です。

<共通要件>

令和 6 年度分の合計所得金額が 1,805 万円以下でなければならない。

<特別控除額>

本人…所得税 3 万円 ・ 住民税 1 万円

控除対象配偶者、扶養親族（国外居住者を除く）…1 人につき、所得税 3 万円 ・ 住民税 1 万円

（※）配偶者の合計所得金額は、48 万円以下である必要があります。



例) 従業員 A（控除対象配偶者 1 名、扶養親族 2 名）の場合、
所得税 12 万円（3 万×4 人） ・ 住民税 4 万円（1 万円×4 人）の控除となります。

<制度の問題点>

ほぼ無条件で 4 万円かつ、扶養人数による増額等、大きなメリットがある本制度ですが、控除の手続きは、現状以下の方法で給与支払者が行う必要があり、事務負担が増えてしまう事となります。

① 令和 6 年 6 月 1 日以後、最初に支払を受ける給与等（賞与を含みます）につき、源泉徴収をされるべき所得税の額から、特別控除の額に相当する金額を控除する。

② ①の金額のうち、控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後令和 6 年中に支払われる当該給与等に係る控除前源泉徴収税額から、順次控除する。

例) 従業員 B（控除対象配偶者 1 名、扶養親族 1 名 毎月の源泉所得税 25,000 円）の場合、
所得税 9 万円（3 万×3 人）の控除となりますので、毎月の源泉所得税額は、
6 月分…0 円（控除残 65,000 円） 7 月分…0 円（控除残 40,000 円）
8 月分…0 円（控除残 15,000 円） 9 月分…10,000 円（控除残 0 円）となります。

③ 令和 6 年 6 月に給与の支払をする際の住民税は、特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の住民税の額の 11 分の 1 の額を、令和 6 年 7 月から令和 7 年 5 月まで、給与支払の際に毎月徴収する。

例) 従業員 C（控除対象配偶者 1 名、扶養親族 1 名 年間の住民税 63,000 円）の場合、
住民税 3 万円（1 万×3 人）の控除となりますので、毎月の源泉住民税額は、
63,000 円 - 30,000 円 = 33,000 円 ⇒ 33,000 円 ÷ 11 ヶ月 = 3,000 円
6 月分…0 円（徴収無し） 7 月以降分…3,000 円 となります。

※事務負担を考慮し、現在政府が詳細のパンフレット等を作成しているようです。

<令和6年度税制改定大綱（賃上げ税制）>

令和4年4月1日から施行されております賃上げ税制が、令和6年4月1日以降から改定されます。

賃上げ税制は、大企業向け・中堅企業向け・中小企業向けに分かれておりますが、今回は一番大きな変更があった、中小企業向け（資本金1億円未満等）の変更点をお伝えします。

<現行>

- A. 雇用者全体の給与等支給額が、前事業年度より1.5%以上増えている場合⇒増加額の15%を税額控除
- B. 雇用者全体の給与等支給額が、全事業年度より2.5%以上増えている場合⇒増加額の25%を税額控除
(法人税・所得税額の20%が控除上限となります)

<改定後>

控除条件・控除率は現行のA・Bと変更なし
ただし、A・Bのどちらかを満たし、適用年度に赤字だった場合、控除額を5年間繰り越すことが可能となります。



例) 前年度支給額 1,000万円 本年度支給額 1,050万円
支給増加割合 5%
前年度より2.5%以上増えているため、Bに該当
= 控除率は25% ⇒ 税額控除額…125,000円
黒字の場合、法人税額から125,000円を控除
赤字の場合、来期以降5年間で黒字が出た際に、125,000円を控除

<初めてふるさと納税をする方（ワンストップ特例）>

ふるさと納税は今までやったことがないけれど、今年から始めてみようかな…という方は多くいらっしゃるかと思います。通常、ふるさと納税は寄付金控除のため、年末調整で適用できずに確定申告が必要となりますが、以下の条件を満たす場合、確定申告を行わずに簡単な手続きで寄付金控除を受けることができます。この手続きをワンストップ特例と言います。

<条件>

- ① 年末調整を行っており、他の所得が0円
- ② 住宅ローン控除申請・医療費控除を行わない
- ③ 1年間の寄付先が5自治体以内である

<申請方法>

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を入手し（寄付を行った自治体に申請、又はダウンロード）、必要事項を記入後、寄付を行った自治体に郵送します。注意点としては、同じ自治体に複数回寄付を行った場合でも、行った回数分の申請書を郵送する必要があります。

<申請期限>

2024年1月10日必着となりますので、申請遅れがないようお気を付け下さい。



今月のあなたの運勢

✦血液型編✦

A型	B型	O型	AB型
日常を揺るがすようなことは起こらず、平和に過ごせそう。来月以降の予定を予め決めておくと、運気が上がっていきます☺	周囲からの頼まれごとなどで忙しくなりそう。手を抜かずにまじめに取り組むことで、信頼感UPに繋がります☺	新たなジャンルの才能が発揮されそう。物の見方を、今までと少し変えてみることで、プラスに転じていきそうです☺	健康運が少し不安で、体調を崩しがちになりそう。調子の悪いと思ったら早めにケアできるよう心がけましょう☺



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。